

領収書・調剤証明書・検査結果等、診断を判別できるもの写しの添付箇所

※ここの部分に写しを糊付けしてください。

※書類の糊付け方向の縦横は問いません。

【参考】出席停止期間について

- ・新型コロナウイルスによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ・インフルエンザによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

※ 感染症対策の目安として、下記の表をご参照ください。

登校再開日🦠早見表

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日	日	日	日	日	日	日	日	日
新型コロナウイルス		症状軽快					登校再開		
			症状軽快				登校再開		
				症状軽快			登校再開		
					症状軽快		登校再開		
						症状軽快		登校再開	
発症	 コロナもインフルもここは同じ 基本「発症日を0日目として5日を経過するまで」						コロナは「かつ症状が軽快した後 1日 を経過するまで」 インフルは「かつ解熱後 2日 を 経過するまで」		
インフルエンザ		解熱					登校再開		
			解熱				登校再開		
				解熱			登校再開		
					解熱			登校再開	
						解熱			登校再開

◆ただし、この出席停止期間は学校保健安全法第19条で定められた基準であり、病状によって学校医や主治医が感染の恐れが無いと認めた場合は、この限りではありません。